

県内市町村が行う不妊治療費の助成について

○不妊症診断

市町村名	実施内容	ホームページ
土岐市	<p>助成回数：1回 助成金額：上限3万円まで 対象：次の全ての項目に該当する夫婦</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 申請時及び不妊検査時に夫婦（事実婚関係も含む）両方又は一方が土岐市に住民登録がある方 2. 不妊検査を受けた妻の年齢が43歳未満である方 3. 夫婦双方が検査を受けている方 4. 医療保険各法による被保険者、組合員、又は被扶養者である方 5. 夫及び妻の市税等に滞納がない方 	<p>https://www.city.toki.lg.jp/kosodate/1010076/1010078/1010232/1009601.html</p>
瑞浪市	<p>助成回数：1回 助成金額：上限3万円まで 対象：次の全ての項目に該当する夫婦</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 夫婦双方または一方が不妊検査および申請時において瑞浪市内に住所を有すること 2. 夫婦双方が不妊検査を受けること 3. 妻の年齢が、不妊検査を開始した日において43歳未満であること 4. 事実婚関係にある場合は、他に婚姻の届出をしている配偶者がいないこと 5. 夫婦ともに瑞浪市または、他市にて同様の助成金の申請をしてないこと 	<p>https://www.city.mizunami.lg.jp/kenkou_fukushi/otonakenkou/1001410/1011648.html</p>

県内市町村が行う不妊治療費の助成について

○不妊症診断

市町村名	実施内容	ホームページ
笠松町	対象：法律上の婚姻をしている夫婦で夫婦のいずれかまたは両方が笠松町に住所を有する人（事実婚を含む） 助成回数：1回 助成金額：直接検査に要した費用（初・再診料を除く）ただし、3万円を限度とする	https://www.town.kasamatsu.gifu.jp/docs/2012121101281/